

会 長	事務局長	係

第 8 2 8 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 2 年 8 月 3 日 (月曜日) 午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者 (1 8 名)

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 西山 讓
7 番 澤田 誠規	8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司
1 0 番 寺田 巧	1 1 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 井垣 水里	5 番 佐藤 千春	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 事務局等出席者

事務局長心得兼農地係長 小松 憲司 事務局主事 山本 恵美

5. 付議案件

議案第 1 号 宿毛市農用地利用集積計画について

○議長 長 改選になりまして、3年間このメンバーでいきますので、よろしく願
いします。きょうは農地パトロールでしたが新型コロナウイルスの関係で
11月に延期となりました。大変暑い日が続いていますので、皆さん農作
業には気をつけてください。これより、第828回宿毛市農業委員会の会
議を開会します。

「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、3番濱田頼
之委員、4番山本欣史委員にお願いします。

○議長 長 これより議事に入ります。

○議長 長 議案第1号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「宿毛市農用地利用集積計画」についてご説明いたします。
議案書は1から3ページになります。申請件数は9件です。
受付番号11番。新規設定です。場所は大字小筑紫町呼崎、山中スレー
ト瓦工業所呼崎工場の東側に広がる農地のうちの1筆になります。
地目は田で、芋や生姜などの季節野菜を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考え
ております。
受付番号12番。新規設定です。場所は大字平田町戸内、東押ノ川バス
停留所と業務スーパーの中間にある道を北側に入ったところにある農地の
うちの1筆になります。
地目は田で、樹木（レモン、ライム）を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考え
ております。
受付番号13番。新規設定です。場所は大字貝塚、宿毛育成園の南側に
広がる農地のうちの1筆になります。
地目は田で、芋や生姜などの季節野菜を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考え
ております。
受付番号14番。新規設定です。場所は大字平田町戸内、東押ノ川バス
停留所と業務スーパーの中間にある道を北側に入ったところにある農地の
うちの7筆になります。
地目は田で、芋や生姜などの季節野菜を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

受付番号15番。新規設定です。場所は4カ所です。まず1カ所めは大字宿毛、JA高知はた宿毛支所の南側、宿毛バイパスとの間にある2筆です。2カ所めは、そこから東宿毛駅方面へ進み坂ノ下へ行く道の西側にある農地のうちの1筆です。3カ所めは大字中央8丁目、大井田病院の西側にある農地6筆です。4カ所めは大字宿毛、ホテルアバン宿毛の南側に広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田で、樹木（レモン・ライム）と芋や生姜などの季節野菜を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

受付番号16番。新規設定です。場所は大字押ノ川、2カ所になります。

1カ所めは東押ノ川バス停留所を北側に入ったところにある農地1筆です。2カ所めは聖ヶ丘病院の南の山側にある農地のうちの3筆になります。

地目は田で、小夏や文旦を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

受付番号17番。新規設定です。場所は大字平田町戸内、寺山バス停留所から北へ進むと延光寺、そこから反対側の南、住宅の間に点在する農地のうちの3筆になります。

地目は田で、みかんを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

受付番号18番。新規設定です。場所は大字平田町戸内、田村写真スタジオの道路をはさんだ西側に広がる農地のうちの3筆になります。

地目は田で、米を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

受付番号19番。新規設定です。2カ所になります。まず1カ所めは、場所は大字平田町中山、東押ノ川バス停留所を北側に入ったところに広がる農地のうちの5筆と、大字平田町戸内、さきほどの農地から川をはさんですぐ南側にある農地のうちの4筆です。2カ所めは、大字平田町戸内、さきほどの農地から少し東側に進んだところにある農地のうちの1筆になります。

地目は田で、米を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定は以上になります。

○議長 長 続きます、受付番号11番について、呼崎地区担当の羽賀委員お願いいたします。

○羽賀委員 【議案書をもとに11番朗読】

●●さんには電話で確認しました。●●さんは現地確認の際にオクラを作っていますので直接話をしました。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 長 続きます、受付番号12番について、中山地区担当の私の方から説明します。

○会長説明 【議案書をもとに12番朗読】

●●さんの母親に会って話をしました。双方間違いないのでよろしく申し上げますということです。

○議長 長 続きます、受付番号13番から16番について、貝塚、押ノ川、街区地区担当の稲田委員お願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに13番から16番朗読】

13番、14番、15番、16番、本人に確認をとって間違いないということです。この4人の方に確認をとったあと●●さんに確認をとり間違いないということです。●●さんにつきましても電話で本人に確認をとり間違いない、よろしく申し上げますということです。

○議長 長 続きます、受付番号17番から19番について、戸内、中山地区担当の担当の私の方から説明します。

○会長説明 【議案書をもとに17番から19番朗読】

17番、●●さんは、息子さん夫婦に会い、●●さんは本人に会い、確認し、間違いないのでよろしく申し上げますということです。

18番、●●さんは同じです。●●さんには本人に会い、申し上げますということです。

19番、●●さんには直接会い、米を作るので頼みますということです。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
議案第1号「宿毛市農用地利用集積計画について」9件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第3号」の9件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号13番。所在地 桜町 登記地目 田(P5)
場所は宿毛小学校の北側、竹村産業倉庫を奥へ進んだ西谷児童公園向かいの土地で昭和34年に住宅を建築し、その後平成31年にその住宅を取り壊しており、現在は空き地になっております。今後、この土地は近所の方に譲り、看板などの資材置場として利用するとのことです。

続いて受付番号14番。所在地 和田 登記地目 田2筆(P6)

場所は和田、先月開通しました中村宿毛道路、宿毛和田インター交差点から市道を二ノ宮方面へ進んだ土地で2筆は隣接しております。平成17年頃に耕作放棄し、通路及び駐車場として利用、●●番においては通路及び駐車場として利用し、また●●番についてはコンクリートの擁壁を設置しており現在に至っております。以上2件につき、いずれも農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長 続きます、受付番号13番及び14番について、街区、和田地区担当の稲田委員お願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに13番及び14番朗読】

13番、松本推進委員と二人で現地に赴き調査いたしました。その結果農地への復旧は困難だという結論に至りました。●●さんには電話をして確認しました。

14番、松本推進委員と二人で現地に赴き調査し、確認しました。農地への復旧は困難だという結論に至りました。またその日に●●さんに連絡を取り確認しております。間違いないということですので審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (担当地区の区割りについて

前回会議におけるその後の経過報告について)

まず1点めは、担当地区の決定についてです。前回7月20日の臨時会の中で事務局から提案させていただきましたが継続審議になっております。

担当地区の決定については引き続き事務局において協議、調整中です。結果につきましては取りまとめができましたら改めてこの場で報告、提案させていただく予定です。以上のことから、次の提案を行うまでは暫定期

間としてこれまでの内容でお願いしたいと思います。

また、先月改選されました委員の皆さまについては来月9月号の市の広報「すくも」に掲載する予定です。3年に一度ということで、農業委員・推進委員が決まりましたという内容です。あわせて市の公式ホームページのほうにも掲載する予定ですのでお知らせします。

もう1点、農地パトロール実施の延期につきましては、すでにご案内のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止と危機管理の観点から、本日の内容を11月に延期することとしました。本日の開催通知にも明記しておりましたが、引き続き会議の開催にあたり、引き続きマスクの着用をはじめ委員の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

最後に、連日厳しい暑さが続いていますので、体調管理には十分ご注意くださいいただきますようお願いいたします。

○事務局員 (公務災害補償制度への加入について)

「公務災害補償制度」の掛金を本日、委員全員18名分を収集させていただきました。領収書もお渡ししています。

(活動記録簿の提出について)

次に、活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。本日提出していただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、郵送にて返却する予定です

(幡多地区農業委員会全員研修会について：出欠の確認)

続きまして研修会について本日出欠と乗車場所を確認させていただきました。

8月21日(金)午後1時30分から3時30分まで、四万十市の中村プリンスホテルにおいて幡多ブロックの農業委員会全員研修会が開催される予定です。委員の皆さまには、ご多忙のこととは思いますが日程調整のほど、よろしく願いいたします。本日、配布しました「2020年度農業委員会業務必携」研修の時に使用しますので、研修当日は忘れずにご持参いただきますようお願いいたします。

(次回会議の日程について)

最後に次回会議の日程についてお知らせします。次回は9月2日(水)に行います。議案送付は8月26日(水)を予定しております。よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○議 長 他に何かありませんか。

○川島委員 今度、幡多地区の研修会が四万十市で開催されるが、新型コロナとこれほど言いよう時にやるのは、農地パトロールも延期したのに矛盾しているのではないか。会議にはこわくて行けない。

○澤田委員 高知県農業公社の職員について、よく宿毛市のことを把握してくれていた●●さんが退職した。なんとかしてもらいたい。農業委員会のほうからも話してもらいたい。中間管理のことなど、地域を分かった人を採用してもらいたい。

○議 長 農業公社にも話してみます。私からも報告があります。高知県農業公社と利用権設定するにあたって、未登記の分は謄本がいる。その際の費用を市がみてくれることになりました。

○浦田委員 11月に延期となった農地パトロールについて資料ができていたら今なら稲も植わっているので、地区の事を完全に分かっている委員は確認できる。担当委員に先に渡してくれたら、今のうちに確認できる。そうすれば当日早く終わるのではないか。

○事務局長 川島委員からご意見ありました研修会の件ですが、事務局のほうも気になっておりますので、その旨伝えてみたいと思っております。新型コロナウイルスに関しましては、皆さまご承知のとおり日々状況は変わっております。出欠はとっておりますが、実際に開催できるかどうかは分からない現状です。いただいたご意見をふまえて伝えたいと思います。

澤田委員からのご意見に関しては高知県農業公社とも内容を確認し、連携して対応したいと思っております。

浦田委員からのご意見、農地パトロールについては本日実施する予定で進めてきていましたので資料はできております。実施方法については次回会議以降に説明させていただきます。

○議 長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第828回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和2年8月3日

会 長

農業委員

農業委員